

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成26年7月31日

日本下水道事業団  
契約職 西日本本部長 野村 充伸

公示No. 西計再 26-406

### 1 業務概要等

- (1) 業務名 平成26年度沖縄県流域下水道ポンプ場等耐震診断業務委託  
(2) 業務内容 耐震診断業務

#### 1) 施設名

- ① 那覇浄化センター (終末処理場 標準活性汚泥法 全体能力:195,000m<sup>3</sup>/日 今回対象:123,000m<sup>3</sup>/日)  
② 宜野湾浄化センター (終末処理場 担体添加型活性汚泥法 全体能力:163,000m<sup>3</sup>/日 今回対象:111,600m<sup>3</sup>/日)  
③ 奥武山中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.468m<sup>3</sup>/秒)  
④ 住吉中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.060m<sup>3</sup>/秒)  
⑤ 曙中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:1.022m<sup>3</sup>/秒)  
⑥ 古波蔵中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.697m<sup>3</sup>/秒)  
⑦ 南風原中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.060m<sup>3</sup>/秒)  
⑧ 嘉手納中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.053m<sup>3</sup>/秒)  
⑨ 砂辺中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.240m<sup>3</sup>/秒)  
⑩ 読谷中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.112m<sup>3</sup>/秒)  
⑪ 北谷中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.722m<sup>3</sup>/秒)  
⑫ 牧港中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.828m<sup>3</sup>/秒)  
⑬ 比屋根中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.093m<sup>3</sup>/秒)  
⑭ 白川中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.108m<sup>3</sup>/秒)  
⑮ 渡口中継ポンプ場 (汚水 分流式 全体能力:0.058m<sup>3</sup>/秒)

#### 2) (公募範囲)

耐震診断

一式

<対象>

- ① 那覇浄化センター: 消化槽  
② 宜野湾浄化センター: 消化槽  
③ 奥武山中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
④ 住吉中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑤ 曙中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑥ 古波蔵中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑦ 南風原中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑧ 嘉手納中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑨ 砂辺中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑩ 読谷中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑪ 北谷中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑫ 牧港中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑬ 比屋根中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑭ 白川中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑮ 渡口中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室

ただし、公募範囲は予定であり、変更されることがある。

#### 3) (今回対象)

耐震診断

一部

<対象>

- ① 那覇浄化センター: 消化槽  
② 宜野湾浄化センター: 消化槽  
③ 奥武山中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
④ 住吉中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑤ 曙中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑥ 古波蔵中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑦ 南風原中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑧ 嘉手納中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑨ 砂辺中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑩ 読谷中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑪ 北谷中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室  
⑫ 牧港中継ポンプ場: 流入渠、沈砂池・ポンプ室、放流渠、ポンプ室、電気室、自家発電機室

#### (3) 履行期間

公募範囲 平成26年度 ~ 平成27年度(予定)  
今回対象 契約締結日の翌日から 平成27年3月13日 まで

- (4) 業務地  
沖縄県那覇市地内他
- (5) 必要職種  
公募範囲 土木 建築  
今回対象 土木 建築

## 2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たし、かつ契約職西日本本部長による当該業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当し、かつ同第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における平成25・26年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から建設コンサルタント業務に関し、以下の区域において指名停止を受けていないこと。  
九州区域

## 3 技術提案書提出者の選定基準

### (1) 保有する技術職員の状況

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするもの)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道—下水道」とするもの)に限る。以下同じ。)の資格を有する者がいない場合。
- ② 1の(5)中(公募範囲)の欄に記載された各職種ごとに、以下の要件を満たす技術者を1人以上保有していない場合。  
ア 7年以上の実務経験(下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般の実務経験をいう。以下同じ。)かつ(2)①に掲げる同種業務に関する過去3年間に3件以上の実績を有すること。  
イ 建築の担当技術者にあつては、前項アのほか1級建築士の資格をも有すること。

### (2) 同種業務の実績

過去5年間に、以下に掲げる同種業務の実績を有すること。なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の同種業務の実績を有する場合は、この実績を有する者とみなす。

#### ① 業務内容

下水道終末処理場又はポンプ場(マンホールポンプを除く。)に係る耐震診断

### (3) 当該業務の実施体制

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 以下の要件をすべて満たす管理技術者を配置できない場合  
ア 技術士の資格を有すること  
イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として同種業務の実績を有すること  
ウ 手持ち業務量(契約金額500万円以上の業務に限る。以下同じ。)が10件以下であること
- ② 1の(5)中(今回対象)の欄に記載された必要職種ごとにおいて、以下の要件をすべて満たす担当技術者若しくは別紙により配置することができることとされた担当技術者又は暫定担当技術者を配置できない場合。  
ア 建築以外の担当技術者にあつては、技術士の資格又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の実務経験を有すること  
イ 建築の担当技術者にあつては、1級建築士の資格を有しかつ管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の実務経験を有すること  
ウ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として同種業務の実績を有すること  
エ 主な担当技術者(暫定担当技術者であるものは除く。)の手持ち業務量が10件以下であること。  
主な担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)とは、次の職種を担当する者とする。  
土木 建築

- ③ 以下の要件をすべて満たす照査技術者を配置できない場合  
技術士の資格(建築にあつては1級建築士の資格)又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有すること

### (4) 配置予定管理技術者及び担当技術者の過去2年間の業務成績

前年度に行った業務の業務成績で60点未満の業務を行った者である場合は、選定基準を満たさないものとする。

## 4 技術提案書の特定のための評価基準

### (1) 技術職員の経験及び能力

- ① 配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者の資格  
② 配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者の過去5年間の同種業務経験  
③ 配置予定の管理技術者及び担当技術者の契約金額500万円以上の手持ち件数  
④ 配置予定の管理技術者及び担当技術者の過去2年間の業務成績  
⑤ 配置予定の管理技術者及び担当技術者のその他評価すべき事項(表彰)  
⑥ 配置予定の管理技術者の建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の取得

### (2) 業務実施方針及び手法

- ① 業務内容の理解度  
② 業務実施方針の妥当性  
③ 提案の的確性・独創性・実現性  
④ 工程計画及び動員計画の妥当性

## 5 手続き等

### (1) 参加表明書の提出

① 提出先 担当部局(日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課)  
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6F  
電話 06-4977-2501 FAX 06-4977-2521

### ② 提出期限

平成26年8月7日 午後4時 まで

ただし、6(7)の場合にあつては、平成26年8月14日 午後4時 まで

③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファックスによるものは受け付けない。

### (2) 技術提案書の提出

① 提出先 担当部局(5(1)①に同じ。)

### ② 提出期限

平成26年9月8日 午後4時 まで

③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファックスによるものは受け付けない。

### (3) 入札説明書の交付期間、場所等

#### ① 交付期間

平成26年7月31日 から 平成26年9月8日 午後4時 まで

#### ② 交付場所

一般財団法人 下水道事業支援センター大阪支部  
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル13F  
電話 06-6245-5105 FAX 06-6245-5107

#### ③ その他

ア 交付にあつては、実費を徴収する。  
イ 郵送を希望する場合は、FAXにて申し込むこと。

## 6 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 技術提案書の無効

本公示に示した必要な要件を満たさない者の提出した技術提案書及び参加表明書に虚偽の記載をした者の提出した技術提案書は無効とする。

### (3) 技術提案書特定の決定方法

「4 技術提案書の特定のための評価基準」により特定する。

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 契約保証金 納付

### (6) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)①記載の担当部局に同じ。

### (7) 上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合であっても、上記5(1)

により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書提出時において当該資格の認定を受けていないなければならない。

### (8) 本手続における技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定に不服がある者は、契約職に対して苦情を申し立てることができる。

### (9) この公示に係る公募範囲(予定)の対象業務については、原則として本業務で配置予定の管理技術者、担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)及び照査技術者を変更できない。

ただし、当該配置予定管理技術者の本業務における成績評定点が60点未満である場合は、当該配置予定管理技術者を本業務に引き続き公募範囲(予定)対象業務の管理技術者とするできない。

### (10) 詳細は公示説明書による。

### (11) 本業務は、今後日本下水道事業団が公示又は公告する案件において管理技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

### (12) 本業務のうち次の職種に関する業務は、今後日本下水道事業団が公示又は公告する案件において担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が500万円この限りでない。

土木 建築

### (13) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助として副担当者を配置することができる。

### (14) 副担当者の資格要件は、別紙に示す。

### (15) 技術提案書の業務実施方針及び手法において、いずれかの項目が評価C(劣る)の評価となった場合は特定しない。